

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する、回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 6件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 6件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 40件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月平成31年2月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	手紙	後期高齢者医療制度高額療養費の申請について	<p>高額療養費について、小額であり、切手代にもならない代金についてわざわざ通知をいただいても、意味が無いと思います。</p> <p>市役所の方の事務効率化のためには、あまりの小額は切り捨てても構わないと思います。</p> <p>どこで線を引くかは考える必要があると思いますので、どうかよい知恵を絞って解決されるようお願いいたします。</p>	<p>高額療養費につきましては、原則として、御本人からの申請に基づき支給させていただくものですが、支給を受けられることを御自身で把握することが困難なため、対象者の方に市から通知を送付させていただいています。</p> <p>これまでも、〇〇様と同様に、少額の場合には通知を省略したらどうかという御意見が国保年金課に寄せられ、検討をしたことがございますが、少額だと判断する金額の基準は人によって異なり、また、少額であっても支給を希望する方もいらっしゃいます。高額療養費は、支給対象となる全ての方が受けられる権利であり、市からの通知がなければその権利を知ることが難しい状況であるため、市では、全ての方に送付することとしております。</p> <p>なお、後期高齢者医療保険の加入者の場合、一度高額療養費の支給申請をしていただければ次回からは申請は不要で、自動的に初回申請時の口座へ支給させていただく仕組みとなっています。年齢とともに外出が困難になる方が多くなりますので、国保年金課では、たとえ初回の支給額が少額であっても、早い時期に申請をしていただくことをお勧めしております。</p>	×	国保年金課 36-7151

2	メール	島田駅北仮設駐車場について	<p>島田駅北側の仮設駐車場の状況について伺います。</p> <p>楽習センター・児童館・図書館を利用している一市民です。</p> <p>仮設と呼ばせてもらいますが砂利が敷かれただけの駐車場で区画用の縄も見えなくなっています。</p> <p>特に雨降りの当日を含め数日間は、ぬかるみや水溜まりができます。児童館に行かれる親子は気の毒になります。ベビーカーを押しながら幼児の手を引いているママを見るとなんとも言えません。</p> <p>十年間も砂利のままと言うことは、借用地かもしれません。地主さんの了解・整地・アスファルト費用・元に戻す費用等を考慮してそのままにしていると思いますが、簡易アスファルト舗装はできませんか？当然利用者に負担を掛けますが有料にすることも必要かもしれません。</p> <p>もし出来ないのであれば、仮設駐車場の借地契約を止めて旧市民会館駐車場を利用するようにしませんか。金額は分かりませんが節約にもなります。ご検討下さい。</p>	<p>当該駐車場の土地は、平成26年度に完了した土地区画整理事業に係る換地処分後の残地として、市が保有・管理をしております。</p> <p>現在は、駐車場がない近隣の公共施設を御利用の皆様のために、簡易的な駐車場として暫定的に供用しておりますが、立地条件に恵まれた場所にあることから、将来的には更なる土地の有効活用を模索すべきものと考えております。</p> <p>現段階において今後の具体的な活用方策が未定であることから、当面は従来どおり簡易的な駐車場として供用することとなりますが、〇〇様の御指摘のとおり御利用の皆様にご不便をお掛けしている現状を踏まえ、緊急的な措置として砂利による整地とロープによる区画線の再設置を3月中に実施する予定でございますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。</p>	○	<p>資産活用課 36-7124</p> <p>社会教育課 36-7962</p>
3	メール	茶期保育継続のお願い	<p>保育園の方から、「来年度の茶期保育の実施はわからない」と言われ残念に思います。</p> <p>1年で1番忙しい時期に保育園が利用できないのはがっかりです。</p> <p>利用者が少ないのは数年前から感じていますが、必要な方もいると思いますので、何とか継続をお願いいたします。</p> <p>現在は専業の茶農家のみが対象ですが、兼業の方も時期的に忙しいのは同じなので、兼業農家の方にも対象範囲を広げて頂けるとありがたいです。</p> <p>市内の地場産業応援のためにもよろしく願いいたします。</p>	<p>茶期一時保育につきましては、御存知のとおり、島田市の主要産業である茶業に携わる方への支援として、ゴールデンウィークの長期休暇中に保育を実施してまいりました。</p> <p>一方で、近年はお茶刈り、荒茶の製造等の時期がゴールデンウィークの前や後になったり、茶業に携わる方が減少したりして、茶期一時保育の利用者がいない、若しくは、数人程度となる日がほとんどです。また、保育予定になっていても、天候によりキャンセルとなり保育士は出勤したものの、保育する子どもが来園せずその日は未実施となるケースも生じています。</p> <p>このような中、これまで実施していただいた民間保育所等と実施方法等について協議を続けてきましたが、民間保育所では実施が難しいということになり、2019年の茶期一時保育については公立の島田第一保育園又は島田第三保育園で実施する予定です。また、協議の中で保育要件についても検討し、茶期一時保育の本来の趣旨である「一次産業としての茶業」</p>	○	<p>保育支援課 36-7195</p>

				<p>に限定したものにすべきという結論になりました。</p> <p>こういったことから、2019年の茶期一時保育では、保護者の皆様の状況を確認させていただき、要件を満たしている場合は、公立保育所で保育を実施する予定です。御不便をお掛けいたしますが、何とぞ御理解いただければと存じます。また、御意見をいただいた、兼業茶農家の方については、これまでも対象となっていたところですが、「一次産業としての茶業」との兼業が確認できれば希望保育の対象とさせていただく予定です。</p> <p>2019年の茶期一時保育の具体的な実施内容等については、今後詳細を決定し、御案内していきます。また、2019年の茶期一時保育を実施した状況により、今後の事業の実施について検討をしていく予定です。</p>		
4	手紙	拡声器の件について	<p>拡声器（近所へのお知らせ）の音が小さいと思えますので、もう少し大きくして下さいますように。そして、話の一つ一つの間隔が広すぎて逆に聞き取りにくいと思えてなりません。いらついてしまいます。出来るだけ差し支えない程度に縮めてほしいのです。言葉の速さは良いと思えます。</p> <p>近くの人達の声も含まれていますので、よろしくご検討ください。</p>	<p>スピーカー（拡声器）の音量については、スピーカーと各お宅の距離が様々であるため、平均的な聞き取りやすい音量を市内統一して放送しております。そのため、個別のスピーカーの音量を調整することは難しく、また、聞こえ方につきましては、気象状況や風向きによる影響があることも御理解いただきたく存じます。</p> <p>なお、日常的に聞こえにくいケースでは、お近くの屋外スピーカーの不調の可能性も考えられますので、早急に点検を行い、異常があれば修繕の対応をさせていただきます。</p> <p>さらに、話の間隔につきましては、同報無線のスピーカーは設置場所によっては音が反響して声が重なってしまい、聞こえにくい箇所もあることから、現在の間隔で運用しております。</p> <p>今回、御指摘いただいたことも踏まえ、できる範囲で調整を行い、聞き取りやすく不快感のない音量等に努めたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、同報無線の内容を確認できる専用ダイヤル（37-5600）や、同報無線の内容をメール配信する「市民向け防災メール」も用意しておりますので、別紙登録方法を御覧いただき、是非御活用いただきますようお願いいたします。</p>	○	危機管理課 36-7143

5	手紙	気づいたことについて	<p>私は「こんにちは」とあいさつしましたら、(職員が)視線をずらして「こんにちは」と横を向いてあいさつしてきました。失礼です。以後、2度とこのようなことが無いように注意を与えてください。</p>	<p>このたびは、職員の挨拶に対して、〇〇様に不快な思いをさせてしまいましたことを、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>職員は、日頃から市民の皆様への快い挨拶や対応に努めているところです。</p> <p>そうした中、このようなお話をいただきましたことは、私といたしましても、非常に残念なことです。お話のあった職員には、早速、上司を通じて厳しく指導いたしました。</p> <p>挨拶は、「人と人との繋がり」の第一歩」と理解しています。市民の皆様が、日々楽しく暮らせるまちづくりを進めていく上で、挨拶は最低限必要なことでもあります。</p> <p>〇〇様の今回の御指摘を真摯に受け止め、挨拶の重要性を改めて職員に徹底してまいりたいと存じます。</p>	○	<p>行政総務課 36-7132</p>
6	手紙	ゴミ箱について	<p>道を歩いていると、時々ゴミが落ちています。拾おうとしても、ゴミ処理に困ります。道路の側にゴミ箱がありません。</p> <p>昨日、試しにゴミを拾ってみました。目的地に着くまでに、どこかにゴミ箱を捨てるところがあるかもしれないと思って、周りをキョロキョロしながら歩きましたが、ダメでした。ありません。</p> <p>ゴミ箱を置くことをやめた理由があるかどうかは知りませんが、ゴミが落ちてると、歩いていると気になって仕方がありません。せめて、車が多く通る広い道ぐらいはゴミ箱を置いてほしいです。私はゴミを進んで拾っていきます。毎日のようにあってこっち歩いていますので、気になっていました。</p> <p>町を良くしていくにおいて、ゴミ箱の点をしっかり考えてください。</p>	<p>御提案いただきましたゴミ箱の設置につきましては、設置することによりゴミが捨てられるという便利さがある反面、ゴミ箱にごみを捨てていく方が増え、ゴミが散乱してしまうことや、不審物を入れられてしまうことなどが懸念されます。</p> <p>当市では、「島田市ごみのない美しいまちづくり条例」において、公共の場所にごみが散乱しないよう適正に管理し、管理者が自ら管理する場合を除き、ごみ回収容器等を設置してはならないと定めており、自分のごみは自分で処理し、持ち帰るという考えのもと、ゴミ箱の設置を控えている状況です。</p> <p>また、条例では、ごみ等のポイ捨て禁止について、市民の皆様の責務として定めるなど、ごみのない美しいまちづくりの推進に努めているところでございます。</p> <p>現状、社会全体の流れとして、公共の場所にごみ箱の設置をしていない事例が増えております。</p> <p>このようなことから、〇〇様の御好意やお気持ちは十分承知いたしますが、衛生面や安全性の面からゴミ箱の設置は難しい状況でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>	×	<p>環境課 35-3744</p>